

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は、昭和19年4月13日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年3月31日から19年4月13日まで

昭和16年4月にA社へ入社し、19年4月12日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和18年3月31日とされているが、申立人の親族等の証言により、申立人が19年4月12日まで勤務していたと推認される。

また、当該A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和19年10月以降に書き換えられたとみられるが、書換え前後の両名簿を調査したところ、i) 書換え前の名簿には、申立人の被保険者資格の喪失日が記載されていないこと、ii) 書換え後の名簿には、申立人及びその元同僚（多数）の記録に修正された形跡がみられること、及びiii) 書換え後の名簿に係る元同僚（一人）の記録については、19年10月1日以降は厚生年金保険法第59条ノ2該当となる旨が記載されているにもかかわらず、同年9月8日付けで被保険者資格を喪失させていることが確認できることなどから、当時の社会保険事務所の記録管理が適切ではなかったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和18年2月の社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から20年8月30日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月30日とし、19年10月から20年7月までの標準報酬月額については60円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち昭和20年10月、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店の資格取得日を20年10月22日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を21年4月30日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年11月30日に、同社E支店における資格取得日に係る記録を23年2月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、20年10月は120円、21年4月は330円、同年11月及び23年2月は600円にすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から20年11月1日まで
② 昭和21年4月30日から同年5月1日まで
③ 昭和21年11月30日から同年12月1日まで
④ 昭和23年2月29日から同年3月1日まで

昭和18年7月にA社B支店へ入社し、43年10月11日に退職するまで同社で継続して勤務していたのに、社会保険庁の厚生年金保険記録では、①19年6月1日から20年11月1日までの17か月、②21年4月の1か月、③21年11月の1か月及び④23年2月の1か月が、同社で厚生年金保険の被保険者となっていない。

A社に勤務していたのは間違いないし、当時、申立期間①のうち昭和20年9月及び10月、申立期間②、③及び④については、社会保険料は給与から引かれていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る「従業員カード」に「入社年月日：昭和18年7月31日」、「退職年月日：昭和43年10月11日」の記載があることから、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが確認できる。

申立期間①については、F県が発行した「履歴書」により、申立人は、昭和19年6月15日に軍隊の臨時召集により応召し、20年8月30日に除隊したことが確認できる。一方、社会保険事務所の記録では、申立人の申立期間①における厚生年金保険加入記録は確認できない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から20年8月30日までの期間については、軍隊に召集されていた期間であるため、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難く、申立人と同様に人事記録に応召された記録のある同僚の中には、厚生年金保険の加入記録のある者も確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条ノ2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が軍隊に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた期間については、被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間①のうち、昭和19年10月1日から20年8月30日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、60円とすることが妥当である。

申立期間①のうち昭和20年10月、申立期間②、③及び④の期間については、A社から提出された「従業員カード」及び「勤務証明書」により、申立人は同年10月22日に同社C支店に復職したことが確認できる上、申立人は、同社に継続して勤務し（21年3月20日に同社C支店から同社D支店へ、同年11月19日に同社D支店からC支店へ、23年2月5日に同社C支店から同社E支店へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、それぞれ昭和20年11月、21年5月、同年12月及び23年3月の社会保険事務所の記録から、20年10月は120円、21年4月は330円、同年11月及び23年2月は600円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、i) 昭和19年6月から同年9月までの期間については、19年9月以前は厚生年金保険法の施行前であること、ii) 20年8月及び同年9月については、F県が発行した「履歴書」により、申立人は同年8月30日に軍隊を除隊していることが確認でき、このため厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年8月30日となること、及びA社の「従業員カード」

及び「勤務証明書」により、申立人は同年9月には同社C支店に復職していないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和45年8月11日、資格喪失日は46年3月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月11日から46年3月1日まで

昭和37年4月にC社(現在は、A社)に入社し、45年9月ごろに同社D工場から同社B工場に異動して、46年2月で退職した。

ところが、A社B工場に勤務していた期間の厚生年金保険加入記録がすべて消えている。

申立期間についても、間違いなくA社B工場に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月ごろにA社D工場から同社B工場に異動し、申立期間においても同社に継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録では、申立人は、同年8月11日に同社D工場において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同年8月から46年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社B工場が保管している申立人の辞令(写し)及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が昭和45年9月11日に同社D工場から同社B工場に異動し、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社B工場が保管している健康保険被保険者資格取得確認通知書及び喪失確認通知書には、申立人の資格取得日が昭和45年8月11日、資格喪失日が46年3月1日と記載されており、申立人は、申立期間においてE健康保険組合の組合員になっていたことが確認できる。

さらに、A社B工場が保管している申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人が昭和46年3月1日に同社B

工場において被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったこと、及び社会保険事務所は同年9月8日に当該届出を受理したことが確認できることから判断すると、事業主は申立人が被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと考えられ、同社B工場における申立人の資格取得及び資格喪失に係る記録が無いことは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者記録に係る社会保険事務所の事務処理及び記録管理に不備があったことが認められ、事業主は、申立人が昭和45年8月11日に被保険者資格を取得し、46年3月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された標準報酬月額の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 4 月から 32 年 6 月までの期間及び同年 8 月から 33 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場（現在は、C社D事業所）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（32 年 8 月 3 日）及び資格取得日（33 年 5 月 5 日）を取り消し、32 年 7 月 1 日と記録されている資格取得日に係る記録を 31 年 4 月 18 日に訂正することが必要である。

また、標準報酬月額については、昭和 31 年 4 月から 32 年 6 月までの期間は 1 万 2,000 円、同年 8 月から 33 年 4 月までの期間は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 31 年 4 月から 32 年 6 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、申立人に係る昭和 32 年 8 月から 33 年 4 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 17 日から 32 年 7 月 1 日まで
② 昭和 32 年 8 月 3 日から 33 年 5 月 5 日まで

昭和 31 年 3 月 17 日にA社B工場に入社し、平成 6 年 3 月に退職した。

途中、昭和 32 年 8 月から同年 10 月ごろまでE社（現在は、F社）に異動したことはあったが、申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の人事記録及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が昭和 31 年 3 月 17 日にA社B工場に入社し、申立期間において、同社B工場に継続して勤務していたことが確認できる。

なお、申立人は、昭和 32 年 8 月から同年 10 月ごろまでE社に異動したと主張しているが、C社の人事記録では、申立人がE社に異動を命じられた記録は無く、当該期間についてもA社B工場に在籍している。

また、申立人の同僚（同期入社 of 8 人）は、いずれも A 社 B 工場に入社後、2 か月以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

さらに、申立人の当時の上司及び同期入社 of 同僚（2 人）は、「申立人の勤務形態は他の社員と同じであり、入社後に勤務が中断したことも無く、申立人が長期間にわたって厚生年金保険に加入していないとは考えられない。」と証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 31 年 4 月から 32 年 6 月までの期間及び 32 年 8 月から 33 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した日は、申立人と同期入社 of 同僚の記録から判断すると、昭和 31 年 4 月 18 日とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 3 月については、申立人の同僚（同期入社 of 8 人）は、いずれも入社月の翌月以降に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、A 社 B 工場では、厚生年金保険被保険者資格の取得は、入社月の翌月以降とする取扱いにしていた状況がうかがえることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、昭和 31 年 4 月から 32 年 6 月までの期間は 1 万 2,000 円、同年 8 月から 33 年 4 月までの期間は 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付義務を履行したか否かは不明としており、申立期間①については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の申立期間①に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 8 月から 33 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年2月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から7年1月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月15日から平成7年2月28日まで

昭和62年7月から平成7年2月までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、5年2月から7年1月までの標準報酬月額が8万円に減額訂正されている。

A社では給料が減額されたことはなかったもので、訂正前の標準報酬月額に直してほしい。

また、減額訂正された期間以外の期間についても、正しい標準報酬月額であったかどうか疑わしいので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成5年2月から同年9月までは41万円、同年10月から7年1月までは44万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（7年2月28日）の後の同年3月3日付けで、5年2月から7年1月までの標準報酬月額を8万円に遡及^{そきゆう}して引き下げている。

また、申立期間当時の取締役及び経理・社会保険担当者は、「申立人はA社の本社係長兼B工場長であり、社会保険事務の権限を有する役員ではなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年2月から同年9月までは41万円、同年10月から7年1月までは44万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 62 年 7 月から平成 5 年 1 月までの期間については、A 社は廃業している上、当時の経理・社会保険担当者に照会しても、当該期間に係る申立人の標準報酬月額や厚生年金保険料控除額等の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

また、社会保険庁のオンライン記録をみても、申立人の標準報酬月額が訂正された形跡はみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年10月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年10月3日まで

昭和43年9月にA社B出張所に入社した。

昭和44年ごろにC社の組織編成があり、A社B出張所がA社から分離し、D社となったが、私は引き続き同社の社員として勤務していた。

申立期間についても継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が4か月も空白になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E健康保険組合の記録及び申立人の元上司の証言により、申立人がA社B出張所及びD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人については、D社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間（同社の新規適用年月日は昭和44年10月3日）、引き続きA社において厚生年金保険に加入させる取扱いとしていた状況がうかがえることから、A社における資格喪失日に係る記録を44年10月3日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月の社会保険事務所の記録及びE健康保険組合の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が資格喪失日及

び離職日を誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 44 年 6 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月から同年 9 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月5日から46年2月25日まで

昭和45年度にA社から同社の関連会社であるC社へ転籍した。

社会保険庁の記録上、A社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和45年10月5日、C社での資格取得日が46年2月25日となっており、45年10月5日から46年2月25日までの期間については、被保険者となっていない。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間についても、A社から給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、A社において昭和44年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年10月5日に資格を喪失後、46年2月25日に同社系列のC社において資格を取得しており、45年10月5日から46年2月25日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と共にA社からC社へ転籍した元同僚（3人）は、申立人が、申立期間において、同社で継続して勤務していたと証言している。

また、別の元同僚（2人）は、申立期間当時の給与が、実際に勤務していたC社ではなく、A社から支払われていたと証言している。

さらに、B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、A社が、申立人及びその元同僚（3人）について、昭和46年1月17日以降に、45年10月5日にさかのぼって厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険庁のオンライン記録により、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和45年10月5日となっていることから、事業主が社会保険事務所に同年10月5日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から46年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から38年1月1日まで

昭和32年にA社に入社し同社C工場で勤務した後、37年11月に同社B支店に異動したが、当該事業所での資格取得日が38年1月1日になっているため、厚生年金保険の加入期間に空白が生じている。

A社の支店間の異動であり、勤務は継続していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和32年4月1日から平成12年11月15日まで同社に継続して勤務し（昭和37年11月21日に同社C工場から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年1月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が社会保険事務所に昭和38年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月20日から同年11月1日まで
昭和42年3月にA社に入社し、平成21年2月まで同社に継続して勤務した。しかし、昭和43年11月に同社C出張所から同社B支店に異動した際の1か月間が厚生年金保険の被保険者期間から欠落している。
同一企業内の異動であり、申立期間についても継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿、健康保険組合適用台帳及び雇用保険の記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和43年10月20日に同社C出張所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年8月までの期間、51年10月から52年3月までの期間、53年4月から同年9月までの期間、54年1月から同年3月までの期間及び55年4月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から50年8月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 昭和53年4月から同年9月まで
④ 昭和54年1月から同年3月まで
⑤ 昭和55年4月から57年9月まで

昭和39年11月にA区で結婚し、43年4月にB市のC団地へ引っ越した。主婦業に専念していたが、将来の年金のことを考えて同年4月から自分で国民年金保険料を納め始め、46年にD市E区のF団地へ引っ越してからも、ずっと自分で納めていた。

国民年金の加入手続をした記憶は無いが、国民年金保険料は、送付されてきた納付書により、C団地にあったB市役所の連絡所、及びF団地近くのD市E区の出張所で納めていた。

領収書はその都度もらって最近まで持っていたが、廃棄したため現在は持っておらず、一緒に納付した者もいないが、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、居住していたB市及びD市E区において、送付されてきた納付書により、市役所の連絡所や区役所の出張所で国民年金保険料を漏れなく納付したと主張しており、B市及びD市の回答により、申立期間においてB市には市役所の連絡所が、D市にはE区の出張所があったことは確認できる。

しかし、申立人に対し、申立期間①の前に居住していたA区において、昭和38年10月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認されるものの、当該記号番号は同区において不在、消除の処理が行われていることが確認でき、B市への転出時に国民年金に係る住所変更手続が行われなかったことがうかがえる。また、その後50年8月までの間は新たな国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、同年9月ごろにD市E区において国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認されるが、申立人は任意加入対象者であることから判断すると、申立期間①は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間①において、送付されてきた納付書により国民年金保険料を納付したと主張しているが、B市は、国民年金保険料を納付書により納付する取扱いを開始したのは昭和45年4月からであるとしていることから、43年4月から納付書で納付したとする申立人の主張には疑問がある。

加えて、申立人は、A区、B市及びD市E区において、国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしている。

- 2 申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、D市役所から送付された納付書により、同市E区役所の出張所において、漏れなく保険料を納付したと主張している。

しかし、申立期間②から⑤までの6年間のうち、保険料を現年度納付しているのは昭和53年10月から同年12月までの3か月間しか確認できない上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）により、昭和52年度及び54年度はすべて過年度納付していること、このうち54年度においては保険料未納者を呼び出して徴収したことを示す「集合徴収」の記載が確認できることから、申立期間において漏れなく納付したとする申立人の主張には疑問がある。

- 3 申立人は、申立期間について、送付されてきた納付書により保険料を納付したとするのみで、納付時期や納付金額についての記憶が明確でない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年9月1日まで
② 昭和25年4月1日から同年7月1日まで

昭和23年4月1日にA事業所B支所に入り、25年6月30日まで勤めたのに、途中の24年9月1日から25年4月1日までしか厚生年金保険の記録が無い。

厚生年金保険被保険者証は持っておらず、健康保険被保険者証のことも覚えていない。また、給与の金額や厚生年金保険料が控除されていたかも覚えていないが、16歳から2年以上A事業所B支所で夜遅くまで働いていたのに、途中の7か月間しか厚生年金保険に加入していないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立内容が具体的かつ詳細である上、申立人の元同僚の証言及びその厚生年金保険加入記録により、申立人はA事業所B支所に勤務していたことがわかる。

しかし、A事業所の業務を引き継いだC事業所には当時の資料が残されていないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険への加入状況について確認することができない。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証を交付されたことを覚えていない上、給与袋は封を切らずにその母親に渡していたとしていることから、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことの記憶も明確でない。

さらに、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無

い。

加えて、A事業所及び同事業所の前身であるD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、元同僚の証言により、申立人はA事業所B支所に継続して勤務していたと推認される。

しかし、申立人が昭和25年6月に同時に退職したとしているA事業所B支所長についても、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、旧E村史及び元同僚等の証言から、24年当時、A事業所の経営が困難となり、再建を図っていたことがうかがわれ、同事業所の被保険者10人のうち申立人を含む7人が25年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、そうした状況がうかがえる。

また、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月20日から23年9月1日まで

昭和22年4月から32年12月までの期間において、A社B工場で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚等（3人）から聴取しても、A社における申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言が得られない。

また、申立人と同じ職種である別の元同僚（2人）について、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間においてこれら元同僚の加入記録も存在しない。

さらに、申立人が、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。